

奈良県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
井上 顕一	井上整骨院 北葛城郡上牧町桜ヶ丘三―二 九―一	令和六年六月三十日